

【KSKQ】 2026 年 3 月号 No.242



あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日 第三種郵便物承認

毎月(1・2・3・5・6・8の日)発行



障害者の実体験をもとに作った紙芝居を、障害者自身が上演して回る『紙芝居で伝え隊』が、大阪府障がい者芸術・文化コンテストにゲスト出演しました。大学講演や小学校交流などで、毎年10回以上上演しています。この活動を通じて、障害者について、より多くの人に知ってもらえたらと思います。



- 特別支援学校の卒業生は人口にカウントしない！？(障害者のついでと)
——当事者スタッフのコラムです
- 大切にしていることを教えて！(支援？介助？)
——各部署のリーダー職に話を聞いていきます
- 高次脳機能障害支援法が施行されます(制度のア・レ・コ・レ)
——昨年12月に公布された法律について紹介します



あいえる協会
公式サイトはこちら

*** 障害者のついでと ***

特別支援学校の卒業生は人口にカウントしない!!?

~やっぱり、1番は健常者、2番は障害者なのか??~

昨年 12 月 1 日の毎日新聞 1 面は、『障害者 18 歳人口から除外』という見出しだった。

初めに読んだ瞬間は、訳が分からなかった。よく読んでいくと、文部科学省の学校基本調査において、大学などへの進学率を算出する際の母数となる 18 歳人口に、50 年以上、特別支援学校の卒業生が含まれていなかったというのだ。

特別支援学校に通うような生徒は『テストをしても点数なんか採れない』という一方的な理由でカウントしなかった。それ以後放置状態になっていた。発覚以後、文科省の担当者は、何度も謝意を示しているが、その中で『あの時代は養護学校が少なくて…』という変な言い訳をしている。これには怒りが増すばかりだ。

2022 年に開催された国連の障害者権利委員会による対日審査では、日本政府に対して、『インクルーシブ教育が進んでいない』『施設・病院からの地域移行が進んでいない』と勧告された。それに対して、日本政府(文科省)は『特別支援教育は必要である』と言い切る。しかし、『インクルーシブ教育を進める』と矛盾する答弁を繰り返している。インクルーシブ教育とは、そもそも障害児をはじめとする全ての児童が同じ学校に通うことだと思いが…文科省は、インクルーシブ教育の本当の意味が分かっていないし、逆に分離教育を促進していると思う。

私は、脳性麻痺で、小学校は当たり前のように、家から離れた養護学校に通っていた。養護学校は、学習より訓練を重きに置いた場所だった。50 年経った現在、特別支援学校に改正しても、健常者に近づけるためのトレーニング、訓練を繰り返している。言わば発達保障が根強くあり、文科省の発想自体が貧相だと思う。この現象は、教育以外にも、当たり前のように表れている。

そんな文科省に、教育のこれからを任せることは、私にはとてもできない。しかし、それでも障害児・者が、健常者と一緒の学校に通う時代がやってくることを望みたい。いや、現実になりたい。そのためには、学校交流などで、障害者に関わる機会を創ることも大切だと思う。



(文責：まあぼう)

*** 支援? 介助? ***

大切にしていることを教えて!

~リーダー職に聞いてみた~

今年度は、各部署に配属されているリーダー職の方々に支援についての想いや大切にしている事を順番に聞いています。

第 4 回目は相談支援事業所【自立生活センター・まいど】の佐竹さんにお話を聞きました。



~支援と関わり始めて~



「支援」という言葉を意識したのは、法人に就職してからでした。異職種からの転職だったため、当事者との関わり方や支援について、全てイチから学ぶところからのスタートでした。気づけば入職して 10 年が経とうとしています。入職してからの支援に対する変化をお話したいと思います。

最初の配属先は生活介護でした。そこで教わったのは「自分も楽しむ気持ち」を大切にすることです。楽しみながら関わる中でその方の得意な事、色んな方面から当事者を見る視点を学び、支援とは「できない事を補う」のではなく、「その人らしさを広げること」だと気づきました。

~相手の立場に立って~

その後、派遣事業所で、ヘルパーとして関わる中で、生活の場というプライベートな空間だからこそ、より自然な思いを聞かせていただけると感じました。「自分がその立場ならどう感じるか」を考えながら関わることを意識するようになりました。

~チーム支援~

現在は相談支援に携わっています。初めのころは、制度面など新たに学ぶことや知る機会が多く、続けていけるかと不安でした。現場で当事者と近くで関わってきたので、変化や困りごとなど気づきやすかったのですが、現場より距離を感じる難しさもありました。どうしたらいいか悩んだ結果、顔を見て話す時間を大切にすることで、その方の思いを汲み取りやすくなると感じています。毎回会いに行っても良かったなあと思います。



あいえる協会ではチーム支援を行っており、当事者が相談できる人を増やす、我々支援者が支援を知る、支援に関わっていく中で考え方や大切な引き出しを学ぶ環境があります。チームで支援を考えられる環境は、私にとって大きな支えとなっています。これまで教えていただいた経験を大切にしながら、「思いを大切にす支援」を実践し続けていきたいと思っています。

(文責：佐竹)

*** 制度のア・レ・コ・レ ***

高次脳機能障害支援法が施行されます

令和 7 年 1 2 月に高次脳機能障害支援法が公布されました。

高次脳機能障害は病気やけがによって脳を損傷し、さまざまな認知機能に支障をきたすことで日常生活や社会生活が困難となる障がいです。「見えない障がい」とも言われ傍目ではわかりにくく、障がいがあることを知らない人から見たら「なぜできない、わからない」「わがまま、怠けもの」など誤解されがちです。

~高次脳機能障害の主な症状~

記憶障害 新しいことが覚えられない、同じことを何度も聞く。

注意障害 集中が続かない、ミスが増える、同時に 2 つのことができない。

遂行機能障害 物事の段取りが組めない、計画的な行動ができない。

社会的行動障害 感情が抑えられない(急に怒る)、意欲がなくなる、状況に不適切な行動をとる。

失語・失行・失認 言葉が理解できない、使い慣れた道具が使えない、知っている場所で迷うなど。



4 月より施行される当法は、必要な支援が受けられずに困っている方を支援し、自立や社会参加を行う為の生活支援を進めるために制定されました。

~内容とポイント~

支援拠点の義務化 各都道府県(※)に対し、相談や情報提供の中核を担う「高次脳機能障害者支援センター」の設置を義務付け。

切れ目のない支援 医療から福祉、就労支援、生活支援までが連携し、社会参加を促す体制づくり。

社会的理解の促進 外見では分かり難い障害の特性について、国民や医療従事者、教育関係者等の理解を深める普及啓発活動を推進。

家族への支援 本人だけでなく、介護を担う家族の相談体制や負担の軽減。

※政令指定都市は、大都市特例により、市で実施する。

今回、法律の施行に先立ち、少しでも理解が広まることを願い、取り上げました。この法律を機に、困難を抱えている当事者やご家族などへの支援が一層進み、誰もが自分らしく過ごしやすい社会になればと思います。詳しくは、厚生労働省のホームページなどで確認できるので、是非ご覧ください。

(文責：天満)

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく～祝10周年～

- 次回ぬくぬくスケジュール ■
- 3月18日 4月15日
- おかげさまで10周年!



障害者福祉の動向

- 12月26日…文科省、18歳人口の算出方法を改めた学校基本調査の結果を発表
- 1月19日…中山間地域の特例類型の対象は特別地域加算の適用地域を基本とする方針
- 1月22日…厚労省、就労継続支援B型の区分を11区分に見直す案を示す
- 2月10日…日本財団、親なきあとに不安がある障害者の家族が86%との調査報告
- 2月13日…診療報酬の改定案、身体拘束最小化に取り組む地域包括ケア病棟は加算する方針

★アルバイト・パート募集★

時給：1550円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週1日～OK!※応相談!

連絡先：ヘルプセンター・ホップ

住吉区殿辻2-2-27 野村ビル201号室

TEL:06-6676-2010

現任研修について

コロナ禍以来の対面での開催となった
介助者向けの現任研修の様子を紹介します



住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：3月25日(水) 11時～14時 住吉区役所にて
4月23日(水) 11時～14時 住吉区役所にて



編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会

〒558-0042 大阪市住吉区殿辻2-2-27 野村ビル201号室

TEL:06-6676-2010 FAX:06-6676-2011

郵便振替口座 00960-5-137458 年間購読料 600円(定価100円)

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部

ヘルプセンター・ホップ

自立生活センター・まいど

グループホーム・あいえる

グループホームほんわか

ウィル

ライフ・ネットワーク

ピア・エンジン(分所)